

韓国におけるレセプト情報等の活用の仕組み

国立保健医療科学院

経営科学部経営管理室長

岡本 悦司

○医療提供体制（データの流れ）の概要

- 1) 皆保険制をとり、かつ保険者も一本化されている（レセプトも必然的に全国一本に集中する。）
- 2) 総背番号制がある（年金や入国記録等とのリンク可能）
- 3) 完全オンライン化されている（診療報酬点数表が体系的であることも手伝ってデータ分析が有利）

○データの管理主体

健康保険審査評価院（略称審評院，Health Insurance Review Agency, HIRA）という特殊法人。その機能は①診療報酬の審査，に加え②診療の適正性に対する評価ならびに③審査及び評価基準の開発（国民健康保険法第 56 条）。レセプトオンライン化により審査の標準は減少し，次第に「評価」機関としての色彩を強めつつある。1600 人職員の過半数が IT。

○収集されるデータの概要

入院，外来，調剤，漢方のあらゆるレセプトに含まれる個人情報，傷病名（ICD10 コード化が義務づけられる），診療行為，薬剤情報。氏名や住民番号と呼ばれる総背番号も含む完全な個人情報として医療機関より直接オンラインで提出される。

○データの収集・分析の理念（根拠）

審評院はその名の通り，診療報酬の審査だけでなく，診療の適正性を評価し医療の質の向上を目的とする。そのため収集されたレセプト情報を蓄積しデータウェアハウス（DW）化する。薬剤の使用実態調査，医療機関ごとの治療成績をリアルタイムで把握する。

○データ分析の主体、目的、分析を行う上でのルール

分析主体	目的	ルール (手続、利用データ、分析内容等)
管理主体 審査評価院	医療の質の向上, 診療内容の評価による医療機関に対する指導	基本的に制限はなく自由に分析可。国会からの求めによる特別調査も
第三者 (研究者)	学術研究によるエビデンスの蓄積を通じた医療の質の向上	職員の多くが研究者であり大学教授を兼任している。たとえば金昌樺現院長はソウル大保健大学院准教授を兼ねる。また学会と共同研究というかたちで韓国内の糖尿病有病率等の研究をしている。

○個人情報の保護に関するルール

審査評価院も国民健康保険公団も政府機関そのものではないが、役職員は公務員に準じる「みなし公務員」規定(国民健康保険法第 26 条)があり厳格な守秘義務と服務が義務づけられている。また、DW の全データを等級づけし厳格な管理が行なわれている。

また総背番号制を生かして、行政自治部が所管する住民登録 DB や保健福祉部が所管する医師等の免許 DB ともリンケージが行なわれている。

【根拠法】

韓国 国民健康保険法第 56 条 (審査評価院の業務等)

①審査評価院は次の各号の業務を管掌する。

1. 療養給付費用の審査
2. 療養給付の適正性に対する評価
3. 審査及び評価基準の開発
4. 第 1 号ないし第 3 号の業務と係わる調査研究及び国際協力
5. 他の法律の規定によって支給される給付費用の審査または医療の適正性評価に関して委託を受けた業務
6. 健保と係わって保健福祉部長官が必要と認めた業務
7. その他保険給付費用の審査と保険給付の適正性評価に係る大統領令【下参照】が定める業務

国民健康保険法施行令(大統領令)第 28 条

①法第 56 条 1 項 7 号で“大統領令が定める業務”は次の各号の業務を言う。

1. 法第 43 条の規定による療養給付請求と係わるソフトウェアの開発・供給・実施など電算管理
2. 法第 44 条 1 項の規定によって支給される療養費等保健福祉部令が定める機関で受けた療養費に対する審査
3. 法第 56 条 1 項 1 号ないし第 6 号の業務と係わる教育・広報

②第 1 項 1 号の規定による電算管理の範囲・手続きその他の必要な事項は保健福祉部長官が決めて告示する。

②第 1 項 2 号・第 5 号及び第 7 号の規定による療養給付等の適正性評価に関する基準・手続き・方法その他必要な事項は保健福祉部令【下参照】で定める。

国民健康保険法施行規則(保健福祉部令)第 21 条(療養給与などの適正性評価)

①法第 56 条 2 項の規定により審査評価院が療養給付などの適正性に対して評価をする場合は医薬学的側面と費用效果的側面の両面で療養給与を適正に行ったかを評価しなければならないし、その評価結果を公開しなければならない。

②第 1 項の規定による評価は療養機関別・診療科目別または傷病別で区分して評価する。

③その他適正性評価のための詳細的な評価の基準・手続き及び方法などは保健福祉部長官が決めて告示する。

【研究目的利用手続き】

審査評価院のウェブサイトには研究目的の利用手続きと認められる条件が詳細に掲載されているため邦訳して示す。

次ページ参照

レセプトデータ研究目的提供の条件

データを提供する場合

- 国家・行政機関で業務遂行のため要請する場合
- 国家及び行政機関が依頼した研究による用役遂行機関（保健医療研究機関、大学研究所、医療学会など）が要請する場合
- 非営利学術研究など目的に所属機関長の研究など目的に所属機関長の確認を受けて資料を要請する場合
- その他公共機関の保健医療分野の公共福利増進のために純粋な研究目的で要請する場合
※教授、教師または学生など一般人が個人資格で教育資料や論文目的に要請する場合は提供対象外提供基準
- レセプトの記載事項範囲内でデータリンクして提供する
- 住民登録番号、氏名、療養機関名称など個人情報及び個別法人・団体等の情報が識別不可能な形態で提供する
- 同一患者可否を区分するための別途索引コードを付与する
- 対象期間、資料詳細内訳など現業業務遂行に差し支えをもたらすほどの歴大な資料は提供を控える

手数料・・・審査院の規定による

申込み方法

資料の名称、使用目的、内容及び範囲、受領方法を記載した公文書等の文書、FAX、郵便で受付

審査評価院審査評価研究センター審査評価研究室統計チーム

※注意事項：提供可能な統計資料範囲、保有資料の項目などについて事前に電話などを通して確認が必要



DATA BANK

투명한 업무를 위하여 항상 열려있는 심사평가원 자료의 장입니다.

透明な業務のためにいつも開かれている
審査評価院資料の章です

やさしく探す統計資料

쉽게 찾는 통계자료 RESOURCES

Home > 정보공개 > 통계자료 > 이용안내

건강보험심사평가원이 제공하는 건강보험 진료데이터 이용안내입니다 健康保険審査評価院が提供する健康保険診療データ利用案内

우려원은 건강보험(의료급여 포함) 청구명세서 진료세부내역 자료를 보건 의료 분야의 공공연구의 목적으로 국가, 행정기관 및 대학연구소 등 공공기관에서 요청하는 경우 아래의 제공기준, 범위, 절차에 따라 자료를 산출·제공하고 있습니다.
私たち審査評価院は健康保険(医療給付)請求明細書の診療詳細内訳資料を保健医療分野の公共研究の目的ならびに国家、行政機関及び大学研究所など公共機関で要請する場合は下の提供基準、範囲、手続きによって資料を算出、提供しています



건강보험 진료세부내역 자료제공 절차

健康保険診療詳細内訳資料提供手続き

